

30 静後広事第 260 号  
平成 30 年 5 月 31 日

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長  
( 公 印 省 略 )

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について（お知らせ）

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について、厚生労働省通知「平成 30 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 2 号」等により、改正される旨が公表されましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

#### 1 技術料の引き上げ

##### 【あん摩マッサージ指圧】

	現行	引上額	改定後
マッサージ	285 円	55 円	340 円
変形徒手矯正術	575 円	205 円	780 円

##### 【はり・きゅう】

	現行	引上額	改定後
施術料（1 術）	1,300 円	240 円	1,540 円
施術料（2 術）	1,520 円	60 円	1,580 円

#### 2 距離加算を往療料に振り替えて包括化

【現行】 往療料（基本額）1,800 円、往療距離加算 2km 毎に 770 円  
※2km 超 770 円、4km 超 1,540 円、6km 超 2,310 円

【改定後】 往療料 2,300 円、4km 超 2,700 円

#### 3 適用開始年月日 平成 30 年 6 月 1 日

静岡県後期高齢者医療広域連合  
第 2 医療給付室  
TEL 054-270-5530